

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 10 月 8 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500309号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500128号

## 第1 結論

請求者のA法人における平成16年12月21日の標準賞与額を44万8,000円、平成17年3月19日の標準賞与額を9万2,000円、同年6月21日の標準賞与額を44万8,000円、同年12月21日の標準賞与額を43万8,000円、平成18年3月20日の標準賞与額を11万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月21日、平成17年3月19日、同年6月21日、同年12月21日及び平成18年3月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月21日、平成17年3月19日、同年6月21日、同年12月21日及び平成18年3月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成17年3月19日及び同年12月21日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成17年3月19日の標準賞与額を9万2,000円から34万8,000円、同年12月21日の標準賞与額を43万8,000円から44万8,000円とする。

平成17年3月19日及び同年12月21日の訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月21日  
② 平成17年3月19日  
③ 平成17年6月21日  
④ 平成17年12月21日  
⑤ 平成18年3月20日

A法人が運営するB事業所に勤務していたときの同僚から、厚生年金保険の賞与に関する記録が漏れていることを聞いた。年金事務所で自身の年金記録を確認したところ、同様に賞与に関する記録が漏れていることが分かったので、請求期間に支払われた賞与について、保険給付の対象となるならないにかかわらず事実即した年金記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書、A法人から提出された平成16年分及び平成17年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成16年12月21日、平成17年3月19日、同年6月21日、同年12月21日及び平成18年3月20日に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、前述の賞与明細書又は源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年12月21日は44万8,000円、平成17年3月19日は9万2,000円、同年6月21日は44万8,000円、同年12月21日は43万8,000円、平成18年3月20日は11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成17年3月19日及び同年12月21日については、上記賞与明細書又は源泉徴収簿により、請求者がA法人から支払を受けていた賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額より高いことが確認できる。

したがって、請求者のA法人における標準賞与額に係る記録を、平成17年3月19日は34万8,000円、同年12月21日は44万8,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500302号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500129号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年12月3日から平成元年12月4日まで  
② 平成7年1月から平成12年10月1日まで

私は、請求期間①についてはC県D市E町に在ったA社の工場に、請求期間②についてはC県F市に在ったG社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、D市E町に在ったA社に勤務していたと主張しているが、閉鎖登記簿謄本によると、同社が「A社」という名称であったのは、当該期間より前の昭和45年7月31日までであることが確認できる上、オンライン記録では、昭和61年9月1日付けで事業所所在地をD市E町からH郡I町に変更していることが確認できる。

また、請求者は、A社に勤務していた当時の記憶が明確でなく、同社に勤務していたことを確認できる資料を所持していない上、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないことから、請求者が請求期間①において同社に勤務していたことをうかがえない。

さらに、A社、同社の名称変更後のJ社D工場及び同社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

加えて、前述のJ社は、平成14年4月30日に解散していることが閉鎖登記簿謄本により確認できる上、同社の代表清算人は、同社に関する資料を保管していないと回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者はF市内に在った「G社」に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録及び事業所別索引簿を調査したが、「G社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

一方、事業所別索引簿により「B社」という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認でき、

同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社の当初の名称が「K社」であったことが確認できる。

また、前述の被保険者名簿に記載されている者に照会したところ、回答があった複数の者の回答内容から、請求者が勤務していたと主張する「G社」は、「B社」であったと認められる。

しかしながら、B社は、閉鎖登記簿謄本によると請求期間②より前の昭和45年6月\*日に裁判所の更生手続が開始され、昭和53年1月19日に解散している上、前述の事業所別索引簿により、同社は昭和52年12月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、これらは前述の複数の者の回答内容と符合している。

また、請求者は、請求期間②においてB社に勤務していたことを確認できる資料を所持していないほか、当該期間中に同社とは別の事業所に係る雇用保険の被保険者記録が複数確認できる。

これらのことから、請求者が請求期間②においてB社に勤務していたと推認することはできない。

なお、B社に係る被保険者名簿及びオンライン記録を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。